

『本朝麗藻』全注釈(九)

今 浜 通 隆

(上の9) 同前。

左近吾

春多資貯[※]足相尋[※]、非[※]蜜花飛[※]也鳥吟。

裁[※]錦惜[※]將[※]風底色[※]、貫[※]珠衡[※]得[※]月前音[※]。

林勝[※]茅土三千戸[※]、谷咲[※]華山[※]一[※]万金[※]。

軟語[※]関々頻報處[※]、拾[※]葩還[※]耻[※]不[※]廉心[※]。

〔訓詁〕同前。

左近吾

春は資貯多くして相尋ぬるに足り、蜜(ただ)に花飛ぶのみに非(あら)ず也(また)鳥吟ず。錦を裁(た)ち惜しむに風底の色を将(もつ)てし、珠を貫(つら)ね衡(ふく)むに月前の音を得たり。林は茅土の三千戸に勝(まさ)り、谷は華山の一(わ)ん金を咲(わ)らふ。軟語の関々として頻(しきり)に報ずるの處(ところ)、葩(はな)を拾はんとして還(かへ)つて不廉(ふれん)の心を耻(は)づ。

〔本朝麗藻〕全注釈(九)

〔通釈〕前に同じ。

左衛門督(藤原公任)

春には尋ね回って見聞きすべき財宝は多いが、なかんずく、花は乱れ散って人々の目を楽しませ、その上、鳥はさえずり歌って人々の耳を喜ばせずにはおかない(花と鳥こそ、春の財宝中の財宝と言えよう)。それ故に、(主人である道長は)国の政事にたずさわりながらも、その風に散る花の色を惜しまれ、民の教化につとめながらも、その月に歌う鳥の声を動かされるのである。さて、今、(花の乱れ散る)林に目をやれば、それは、あたかも三千戸を領する封地を頂戴するよりも有り難く貴重なもののように眺められ、(鳥のさえずり歌う)谷に耳をすませば、それは、まるで華山に産する一(わ)ん金を給付される以上に有り難く高価なもののように聞こえてくる。しかし、しきりにさえずるその穏やかな鳥の声に耳を傾け、そして、一面に散り敷いた花びらを手にすくい取ろうとする時、ひとえに我が心の廉潔ならざるに思いをいたさないわけにはいきません。

〔校異〕○貯―底は、右横に「チヨ」の音を付す。○惜―底は、

右横に「ヨシミ」の傍訓あり。○将一底は、右横下に「モテリ」の傍訓あり。○勝一底は右下に「リ」の送りがないを付す。○歌一底は、右横に「ナン」の傍訓あり。○遷一底は、以下の五字が判読不能につき、今、**新**以下に依る。○廉一底は、右横に「レン」の音を付す。

〔語釈〕

○左金吾 左衛門府の唐名。ただし、ここでは左近将軍の略で、左衛門督の唐名。藤原公任をさす。なお、後に述べるように、藤原公任が左衛門督であったのは、長保三年（一〇〇一）十月三日から寛弘六年（一〇〇九）三月三日までである。○「公卿補任」▽。この作文会が行なわれた寛弘三年三月二十四日当時、彼は四十一歳、官位は中納言従二位で、左衛門督のほかにも皇太后宮大夫を兼任していた。△同上▽。

○相尋 春の景色を尋ねること。探春に同じ。例えば、「鳥声ト人意ト面（ふた）ツナガラ嬌奢（けうしゃ）声をなまめかしく作り、華やかに衣裳を着かざる意。」シ、処々ニ相尋ヌ在タノ花。△「菅家文章」卷六「詩友会飲シテ、同シク鶯声ニ誘引セラレテ花下ニ来タルヲ賦ス。▽との用例あり。

○非雷花飛也鳥吟 花が乱れ散るだけではなく、さらに鳥さえもさえずり歌う、との意。「非雷」は「也」と結んで、「タダニ……ナルノミアラズ、マタ……。」との累加形の構文を形成している。用例としては、「雷（ただ）ニ桜ヲ看ルノミナラズ、也（また）春ヲ惜シム。」（不雷看桜、也惜春。）△「菅家文章」卷五「勅有りテ、上巳ノ桜下ニ御製ノ詩ヲ視ルコトヲ賜ヒ、敬（つつし）ミテ恩

旨ヲ謝シ奉ル。」▽という一句を、その用字・内容の両面の近似により挙げる事ができよう。また、「雷ニ数花飛ブノミナラズ。」（不雷数花飛。）△「玉台新詠」卷八「世子ノ春情ニ和シ奉ル。」甄固▽との近似にも注目する必要がある。

○裁錦 政事にたずさわること。「製錦」ともいい、治政を錦を製するのに喩える。「左伝」△「襄公三十一年」条▽が出典。（上の

1）詩の第五句目に、「碧玉ノ簾中錦ヲ裁ツノ妓」（碧玉簾中裁錦妓）との使用例があった。語釈参照のこと。なお、用例としては、ほかに、「試ニ製シテ錦ヲ傷ムルヲ嫌フ」（試製嫌傷錦。）△「菅家後集」「叙意二百韻」▽という一句を挙げる事ができよう。第四句目の「貫珠」の対語。

○惜将 花の散るのを惜しむ意。「将」は、「以」（もって・もちひて）と同訓。例えば、「肯ヘテ衰朽ヲ将（もつ）テ残年ヲ惜シマシヤ」（肯将衰朽惜残年）△韓愈「左遷セラレテ藍関ニ至リ、姪孫ノ湘ニ示ス。」▽との用例あり。第四句目の「衛得」の対語。○風底色 風のもとに散る花びら。「風底」は風のもと、「色」は花の色で、花びらの意。それぞれ、第四句目の「月前」「音」（鳴き声）の対語となっている。視覚と聴覚の対比。ところで、（上の8）詩の第三句目には「風前ノ色」とあり、同じく第四句目には「露底ノ音」とあった。「前」と「底」とを入れ換えているだけで、その用字・内容の類似が目につく。上記のそれぞれの語釈を参照のこと。「風底」（「露底」）の用例としては、ほかに、「間関タル鶯語ハ花底ニ滑（なめら）カナリ」（間関鶯語花底滑）△白居易「琵琶行」▽がある。出典と考えて間違いないだろう。なお、「色」

は「裁し錦」の縁語ともなっている。

○貫珠 第三句目の「裁し錦」の対語。教化につとめることで、次第に美正な方向に人を感化していくこと。道徳的な教化を珠（たま）をつらぬき連ねるのに喩える。

出典は「礼記」八「楽記」篇Vである。それには、「故ニ歌ナル者ハ、上(の)ぼルトキハ抗(あが)ルガ如ク、下ルトキハ隊(お)ツルガ如シ。曲ガルトキハ折ルルガ如ク、止マルトキハ槩木(枯木)ノ如シ。偃(声調の屈折の小さなもの)ハ矩(曲がり角の急な差し金)ニ中(あた)リ、句(声調の屈折の大きなもの)ハ鈞(曲がり角の緩いかぎ)ニ中ル。累々乎(統いて絶えないさま)トシテ、端珠。」については、その「注」に、「言フコロハ、歌声ノ著シク、人心ヲ動かスコトノ審(つまびら)カナル、此ノ事有ルガ如シ。」とあり、その「疏」に、「声ノ状ノ、累々乎トシテ人ヲ感動セシメ、心ノ端正ニシテ、其ノ状ノ珠ヲ貫クガ如キヲ言フ。声音ノ人ヲ感動セシメ、人ノ心懸・形状ヲシテ此クノ如クナラシムルヲ言フ。」と説明する。つまり、これらの説によると、「珠ヲ貫(つら)ヌ」とは、正しい音曲を長く連続させて奏で、そのことによつて人々を感動させ、その内面的な心や外面的な姿を次第によい方向に感化させていく、というほどの意味になる。音曲によつて人を感化させるのである(いま、「貫」を「つらヌ」と訓読したが、それは、「峻節ハ秋霜ヲ貫ヌ」八「文選」卷二十一・顔延年「秋胡ノ詩」Vの李善注に、「貫ハ猶ホ連ノゴトキナリ。」とあるによつた)。

ただし、ここでは、「貫し珠」を第三句目の「裁し錦」(国の政事

にたずさわる意)の対語として考え、単に、それを民の道徳的な教化につとめる意としか訳さなかつた。しかし、「貫し珠」という詩語が本来的に音曲と結び着いた言葉であるということ、そのことは知つておく必要がある。なぜなら、作者が、この詩語に「月前ノ音」という言葉をわざわざ対応させて使っているからである。もともと、「貫し珠」と「音」とが縁語であること(まさしく、すでに述べたように、「裁し錦」と「色」とがそうであつた。勿論、第三句目と第四句目が対句であるために、それと対応させているのである。)

そのことを十分に作者は知つていて、あえてこのように表現していると考えられるからである。作者の技巧を知るべきである。

○銜得 心に深く感ずる意。鳥の鳴き声に心を奪われること。第三句目の「惜將」の対語。

○月前音 月に照らされて歌う鳥の声。「音」は、鳥のさえずり鳴く声。「月前」と「音」とが、それぞれ第三句目の「風底」と「色」との対語になつてゐること、また、(上の8)詩の第三句目には「風前ノ色」とあり、同じく第四句目には「露底ノ音」とあつて、その用字・内容の類似が目につくこと、すでに述べた通り。

○林勝芋土三千戸 眼前に広がる花の乱れ散る林を眺めている作者の今の感動は、何にも増して大きい。例えば、仮りに三千戸を領する封地を頂戴したとしよう。その時の感動、それと比べてもはるかに大きいに違いない、という意味。つまり、作者の今の精神的な満足感(花を目にすることによる。)を物質的な尺度(封地三千戸の価値)に置きかえ、いかにそれが大きなものであるかを明示しようとした一句。比喩表現を使用し、精神的な価値を物質的な価値に

置きかえて具体化している。花の乱れ散る林の美しさを誇張している。

勿論、ここでの「林」は、第三句目を直接的に継承しており、花の乱れ散る林でなければならない（次ぎの△上の10Vの大江通直の同題詩の第三句目にも、「林ニ飄ハひるがへルノ色」とあり）。作者は、眼前に広がる林をもっぱら視覚を通してとらえているのである。第六句目の「谷」の対語。

「茅土」は、ここでは封地のこと。「書経」△「禹貢」篇Vに、「厥（そ）ノ貢ハ、惟（こ）レ土ノ五色ナリ。」とあり、その「伝」には、「王者ハ五色ノ土ヲ封ジテ社ト為ス。諸侯ヲ建ツルニハ、則チ各（おのおの）其ノ方ノ土ヲ割（さ）キ、之ニ与（ヘ）テ社ヲ立タシメ、薰（おお）フニ黄土ヲ以テシ、苴（つつ）ムニ白茅ヲ以テス。茅ハ其ノ絮ニ取リ、黄ハ王者ノ四方ヲ覆フニ取ル。」とある。つまり、かつて天子が諸侯を封する時には、青赤白黒黄の五色の土の中からその封地の方角にあたる土を取って（青は東、赤は南、白は西、黒は北、黄は中央。）その表面を黄土でおおひ、さらにそれを白色の茅（ちがや）でつくった苴（つつ）に包んで彼等に賜ったという。そこで、諸侯に封すること、また、その封地そのものを「茅土」ともいうのである。

「茅土」を封地の意で使用している例としては、「成王ハ広ク周公ノ庶子六人ヲ封ジテ、皆茅土ヲ有セシム。」△「前漢書」卷九十九上「王莽」伝V、「槐路ニ向ヒテ水ヲ履ミ、苴土（苴ハばう）Vは、茅に通ず。）ヲ顧ミテ以テ汗ヲ添フ。」△「本朝文粹」卷五「九条右大臣ノ為ニ職封ヲ減センコトヲ請フノ表」菅三品Vなどがある。

なお、高階積善の、「海西白茅ノ秋、独リ外家夙夜ノ遺老ト為ル。」△醍醐寺本「水言鈔」。ただし、群書類従本「江談抄」には、「白茅」は「白茅」に作る。けれど、誤りであろう。Vという一句中に見える「白茅」（白色の茅土ということ、西方の封地の意味。ここでは、「海西」の同義語として使用されており、大宰府の地△あるいは、それを領有する帥宮。また、その人の住む邸宅。Vを指示する。）という言葉も、その用例として挙げることできよう。

「三千戸」は、ここでは、第六句目の「一万金」の対語として使われており、むしろ、不特定多数を指示する言葉であろう。「茅土」（封地）の広さをいう。どんなに広い封地を頂戴しようとも……、との意。

なお、「勝」は、まさり優れる意。第六句目の「咲」の対語。さきの、（上の6）詩の第五句目にも「勝」字が同意義で使用されていたが、そこでも、それが第六句目の「嘲」字の対語となっていた。注目する必要あり。

○谷咲華山一万金 谷間の方から心地よく聞こえてくる鳥のさえずり鳴く声、それを耳にしている作者の今の感動は、何にも増して深い。例えば、もしも華山に産する一万金を給付されたとしよう。その時の感動、それと比べてもはるかに深いに違いない、という意味。第五句目と同様に、ここでも、作者の今の精神的な満足感（鳥の声を耳にすることによる。）を物質的な尺度（華山の一万金の価値）に置きかえ、いかにそれが深いものであるかを明示しようとした一句。比喩表現。精神的な満足感を物質的な満足感に置きかえ、その程度を具体的に説明しており、鳥のさえずり鳴く谷の素晴らしさを

強張しているのである。

勿論、ここでの「谷」は、第四句目を直接的に継承しており、鳥のさえずり鳴く谷でなければならぬ（次ぎの八上の10Vの大江通直の同題詩の第四句目にも、「谷ヨリ出ツルノ音」とあり）。恐らく、この「谷」とは、「木ヲ伐（き）ルコト丁々（たうたう・木を伐る音）タリ、鳥鳴クコト嚶々（あうあう・鳥の和らぐ声）タリ。幽谷ヨリ出デテ、喬木ニ遷ル。嚶トシテ其レ鳴ク、其ノ友ヲ求ムル声アリ。」△「詩経」小雅「伐木」Vとうたわれているような、鳥のさえずり鳴く「幽谷」を指示するのであろう（ちなみに、すでに八上の8V詩の評説で述べたように、「行成詩稿」中の同題詩の一聯に、「遷喬」△黄鳥がひくい谷間から高木に飛び移ること。出典は、上記の「詩経」小雅「伐木」。Vという語句が使用されていた。）。作者は、眼前に広がる谷をもっぱら聴覚を通してとらえているのである。第五句目の「林」の対語。

「華山」は、ここでは個有名詞（対語である第五句目の「茅土」が普通名詞であったのに対して）で、陝西省華陰県の南にある山の名。古来の名山で、五岳の中の西岳（「爾雅」△「釈山」Vに、「華山ヲ西岳ト為ス。」とあり。）である。一名を太華山ともいい、昔から金石を産することでも有名。華山が金石を産する山であったことは、例えば、「西南ノ美ナル者ニ、華山ノ金石有リ。」△「爾雅」「釈地」Vとか、「西南方ノ美ナル者ニ、華山ノ金石有リ。」△「淮南子」卷四「墜形訓」。なお、その注には、「金ハ、美金ナリ。石ハ、玉ヲ含ムノ石ナリ。華山ハ、今ノ弘農ノ華陰山ノ南、是レナリ。」とあり。Vとかとあることにより知ることができる。なお、

「本朝麗藻」全注釈

華山については、さきの、（上の3）詩の序にも「華岳」とあった。その語釈を参照のこと。

「一万金」は、ここでは、第五句目の「三千戸」の対語で、勿論、不特定多数を指示する言葉。華山に産する黄金をどんなに多く給付されようとも……、との意である。

さらに、「咲」は、あざけり笑う意。第五句目の「勝」の対語。「嘲」字に同じ。

○軟語関々 「軟語」は、おだやかな話しぶりの言葉。例えば、「夜闌（たけなは）ニシテ軟語ニ接シ、落月ハ金盆ノ如シ。」△杜甫「蜀僧・閻丘師兄ニ贈ル」Vとの用例あり。ただし、ここでは、鳥のおだやかな鳴き声を指示している。

「関々」は、言うまでもなく、鳥のおだやかな鳴き声、または、そのさまを形容する語。「詩経」△周南「関雎」Vには、「関関タル雎鳩ハ、河ノ洲ニ在リ。」とあり、その伝に、「関関トハ、和声ナリ。」とある。さらに、「文選」△張衡「東京ノ賦」Vには、「雎鳩・麗黄（うぐいす）アリ、関関嚶嚶（あうあう）タリ。」とあり、その薛綜の注に、「関関嚶嚶トハ、音声ノ和グラ謂フナリ。」とある。なお、「関々」の用例としては、そのほかに、「悵望ス慈恩ニ三月ノ尽クルヲ、紫桐ノ花ハ落チテ鳥ハ関々タリ。」△白居易「元員外ノ三月三十日ニ慈恩寺ニ相憶（おも）ヒテ寄セラルルニ酬ユ」Vとか、「間関（関々に同じ。）タル鶯語ハ花底ニ滑（なめら）カニ、幽咽スル泉流ハ水 downstreamニ難（なや）メリ。」△同上「琵琶行」Vとかの詩句あり。

ところで、右の用例中の、「悵望ス慈恩ニ三月ノ尽クルヲ、紫桐

ノ花ハ落チテ鳥ハ関タタリ。」という白居易の七律の首聯は、わが平安朝の人々にも広く愛誦されていたらしく、「千載佳句」八卷上「送春」なお、第二句目は、「紫藤ノ花ハ落チテ鳥ハ関タタリ。」に作る。Vや「和漢朗詠集」八卷上「藤」。同じく第二句目の「紫桐」を「紫藤」に作る。Vにも採られている。さらに、『本朝文粹』八卷十一Vの源順の詩序「三月尽日、五覚院ニ遊ビテ、同ジク紫藤ノ花ハ落チテ鳥ハ関タタリヲ賦ス。」にも、「時ニ紫藤ノ花ハ院ニ満チ、黄鳥ノ声ハ窓ニ入ル。紛紛トシテ乱レ落チテハ、梢ノ雲ヲ媚景ノ晴ルルニ飛バシ、関関トシテ和ギ鳴キテハ、箏ノ柱（ことぢ）ヲ和風ノ曉ニ調フ。誠ニ花鳥ノ尽キント欲スルヤ、耳目ニ触レテ抛（なげう）チ難キ者ナリ。是ヲ以テ吏部ハ盃ヲ停メ、唐ノ太子賓客・白楽天ノ慈恩寺ニ於イテ作ル所ノ、紫藤ノ花ハ落チテ鳥ハ関関タリノ句ヲ詠ジテ、即チ座客ニ命ジ、各（おのおの）其ノ心ヲ賦セシム。」とある。とりわけ、その白居易の七律の首聯の第二句目「紫桐花落鳥関々」は、当時の作文会の詩題に選ばれるほどに一般的であつたらしい（ただし、ここでも、「紫桐」を「紫藤」に作っている。また、柿村重松の『註釈』が指摘しているように、確かに源順は、この一句を、白居易が慈恩寺において作ったものと誤解している。この詩は、白居易が江州の司馬に左遷されて彼の地にあつた時の作品とされる。V。注目すべきであろう。）。

恐らく、この（上の9）詩の第七句目に使用されている「関々」という詩語も、その白居易の七律の首聯からより直接的に影響を受けていると考えて間違いないであろう。

○拾葩還耻不廉心 「葩（は）」は、花葩のごとで、はな・はなび

らの意。「還」は、かえりみる・ふりかえる意。我が身を反省すること。「耻」は、恥の俗字。「不廉心」は、心が廉潔でないこと。乱れ散る花の色によって「目」を樂しませ、さえずり歌う鳥の声によって「耳」を喜ばせていた作者は、ふと我に帰らずにはいられなくなる。美色を窺て「目」を樂しませ、美声を聴いて「耳」を喜ばせている現在の自分の「心」は、それでは、はたしてどうなのか。十分に廉潔であるのだろうか。「心」が廉潔でなければ、周囲にどれほど美色や美声が存在しようとも、「目」や「耳」は十全にそれを樂しみ喜ぶことができないはずだ、と。

第七句目において、おだやかで美しい鳥のさえずり歌う声が今しきりに聞こえてくる、と作者は言っていた。現在進行形。それに対して、第八句目に「葩ヲ拾フ」とある。作者は、今、あるいは庭園を散策しているのであろうか。乱舞する落花の美しさに目を樂しませるだけではなく、地面一杯に散り敷いた花びらにも、作者は目を奪われているのである。そして、その美しい色に感動し、そのはかない命を愛惜して、思わず、その花びらを拾いあげてしまうのである。これも現在進行形。

作者は、それまで、聴覚を通しての美的興奮と、視覚を通しての美的感動に酔いしれていたのであるが、突然、一抹の不安に駆られてしまう。その、乱れ散る花の色ときえすり歌う鳥の声があまりに美しいためにかえって作者をして理性の世界に再びもどらしめてしまったのである。いや、待てよ。この今の自分の「目」にみえ「耳」にきこえる美色と美声とは、果たして本物なのだろうか。本当は、もともとっと美しく、より強烈な興奮と感動とを引き起こすべきものな

のではないのか。この今の自分の興奮と感動とは、もしかすると、本物によるそれらに比べたら、まったく取るに足りないほどに小さなものではないか。いや、きつとそうに違いない。では、それは何故なのか。「目」と「耳」は、その人の「心」と密接な関係にあり、その影響を必ず受けるという。「心」が「目」と「耳」を支配しているのだという。そうであるならば、今、この美しい環境に身を置いている自分の「心」は十分に廉潔なのか。廉潔ではないのはいか。「心」が十分に廉潔でなければ、「目」と「耳」が周囲の美しさを映し伝えるはずがないではないか。この今の自分の興奮と感動とがより小さいのは、自分の「心」が十分に廉潔ではないからなのだ。ああ、我が心の不廉を恥じらるばかりだ、と。

以上が作者の突然の不安の原因であると考えられるが、作者がここで「目」・「耳」と「心」とを特別に問題にしていることに注目する必要がある。「目」・「耳」と「心」とがより密接な関係にあるということについては、例えば、「夫レ耳目ハ心ノ枢機ナリ。故ニ必ズ和ヲ聽キテ正ヲ視ル。」^八「国語」^一「周語」下^二という言葉もあるように（その韋昭の注には、「枢機ハ発動ナリ。心ニ欲スル所有レバ、耳目ハ之ガ為ニ発動ス。」とある。）、すでに早くから指摘されていた。「耳目」は「心」を導くためのかなめの機関である、と。ただし、「耳目」と「心」との相互の関係においては、ここでは、韋昭が注しているように、まず「心」があり、それから「耳目」がある（「心」が主で、「耳目」は従）、つまり、「心」から「耳目」へ、という一方通行の伝達しか認められていない（逆の、「耳目」から「心」へ、という伝達手段は、ここにはないので

ある。）。このことには注意を要する。

「耳目」と「心」とはより密接な関係にあるが、ここでは、必ず「心」が主で「耳目」は従である、とする発想は、例えば、「呂氏春秋」^八「適音」篇^二の次の一文にもはっきり見える。

「耳ノ情ハ声ヲ欲スルモ、心楽シマザレバ、五音前ニ在ルモ聴カズ。目ノ情ハ色ヲ欲スルモ、心楽シマザレバ、五色前ニ在ルモ視ズ。（中略）之ヲ欲スル者ハ、耳目鼻口ナリ。之ヲ楽シミ楽シマザル者ハ、心ナリ。心必ズ和平ニシテ、然ル後ニ楽シム。心必ズ楽シミテ、然ル後ニ耳目鼻口ハ以テ之ヲ欲スル有リ。」

「耳」は美音を聴いて喜ぼうとし、「目」は美色を観て楽しむとするけれども、その人の「心」が楽しんでいなければ、「耳目」は本当に喜び楽しむことができないものなのだ。「心」が楽しむとは、「心」がいつも平和であるということだ。つまり、「心」が平和であってはじめて、「耳」は美音を聴いて真に喜び、「目」は美色を観て真に楽しむことができるのだ、と言っている。ここにも、必ず「心」が主で「耳目」が従である、とする発想がはっきりと認められる。

ところで、「耳目」を真に喜び楽しませるには、必ず「心」が平和でなければならぬとあったが、「呂氏春秋」^八「適音」篇^二のさきの一文では、その後に、「故ニ楽（がく）礼楽の意）ノ務メハ、心ヲ和グルニ在リ。心ヲ和グルハ適（高誘の注には、^八適ハ中適ナリ。√とあり。）ヲ行フニ在リ。（中略）故ニ心ヲ適ニスルノ務メハ、勝理（国訳漢文大成本の注には、^八勝理は理勝つ也。√とあり。）ニ在リ。」とも言っている。「心」が平和であるためには、「中適」

(中庸を得て正しいさま。)でなければならぬ。中庸を得て正しくあるためには、道理を大切にしなければならぬのである。と。ということとは、逆に言えば、「心」に道理がなかったならば、「心」の平和もありえず、それ故に、「耳目」を真に喜びませることのできない、ということになる。まず、何よりも、「心」に道理が必要なのである。

なお、美音を聴いて「耳」を真に喜ばせ、美色を觀て「目」を真に樂しませるためには、何よりも「心」に道理が必要である、と「呂氏春秋」八「適音」篇Vでは言っているが、「心」に道理が必要なのは、ほかに「任數」篇などでも言及しており、「凡ソ耳ノ聞クヤ、静ニ藉(よ)リ、目ノ見ルヤ、昭ニ藉リ、心ノ知ルヤ、理ニ藉ル。」とも言っている。すなわち、「耳」には静寂であること、「目」には明瞭であることが必要なように、「心」には道理が心要なのである、と。それでは、その「道理」とは、具体的にどのような「心」の状態を言うのか、ということについても、「凡ソ応ズルノ理ハ、清淨公素ニシテ、始卒ヲ正ス。」八同上Vと言っている。これによると、「心」に必要な道理とは、一つに、「清静・潔淨・公正・素樸」(國訳漢文大成本の注)であるということになる。

「心」が「清淨公素」であることを道理といい、それが「心」には必要なのだという。このように考えると、美音を聴いて「耳」を真に喜ばせ、美色を觀て「目」を真に樂しませるためには、「心」が必ず「清淨公素」でなければならぬことになる。恐らく、この公任の詩の第八句目で言っている「不廉ノ心ヲ耻ズ。」とは、十分に「清淨公素」ではない我が心に不安を感じ、それに恥じ入っている

という意味なのであろう。

勿論、この「不廉ノ心ヲ耻ズ。」という詩句は、ここでは、詩的表現として使われているのであり、周囲の、作者をとりまく「色」と「音」との美しさをより強調するために使われているのである。ああ、なんとという美しさであらう。我が「心」を不安におとし入れ、恥じ入らせずにはおかないほどの美しさだ。とうてい我が「不廉ノ心」などでは正しく対応しきれない、と作者は周囲の美しさを強調しているのである。その美しさを「目」と「耳」でとらえ、それでも足りずに、「心」の問題にまで高めようとしているのである。極めて技巧的な一句と言えよう。

〔作者〕藤原公任(きんとう、康保三年八九六V—長久二年八一〇四一V。七十六歳)は、小野宮実頼の孫で、関白の廉義公頼忠の第一男。官位は、権大納言(按察使を兼任)正二位に至る。一条朝の四納言の一人で、世に四条大納言と称される。

「才人・和漢博覧」八「尊卑分脈」Vとされ、「和漢才人・博覧拔群」八書院部藏本「中古歌仙三十六人伝」頭書Vと言われる藤原公任は、和漢兼作の才人として、確かに当代一流の文化人であった。その才能は多方面に及んだらしく、例えば、「四条の大納言(公任)のかく何事もすぐれ、めでたくおはしますを、大入道殿(兼家)、いかでかかからむ。うらやましくもあるかな。わが子どもの、影だに踏むべくもあらぬこそ口惜しけれ、と申させたまひければ……」八「大鏡」「道長」伝Vとか、「大殿(道長)も、いと目安きわざなめり。かの大納言(公任)は、いと恥しうものし給ふ人なり。思ひのままに振舞ひては、いとほしからん、など、常に諷めき

こえさせ給ふべし。」△「栄花物語」卷十「ひかげのかづら」▽と置かせるほどのものであったという。とりわけ、「和漢朗詠集」の撰者でもある公任は、和漢兼作の文人として、和歌だけではなく漢詩の実作の面においてもすぐれた才能を発揮し、以下に述べるように、当時の漢文学壇をリードしたのである。

歌人としての公任には、「やがで后女御の一つ腹の男君、ただいまの按察大納言公任卿と申す。小野宮（実頼）の御孫なればにや、和歌の道すぐれたまへり。世にはづかしく心にくき覚えおはず。」△「大鏡」「頼忠」伝▽や、「皆経の心を詠ませ給ふに、四条大納言の御歌の、中に世に伝はり興を留めたり……これを集まりて誦じ給ふも、げにと聞こえたり。」△「栄華物語」卷十五「うたがひ」▽や、「かのともがらが後は、ただ公任卿一人天下無双、万人是におもむく。……公任卿、無二無三の人にてあるばかりなり。……公任卿は寛和（九八五—九八六）の比（ころ）より、天下無双の歌人として、すでに二百余歳をへたり。在世の時いふにおよばず、経信・俊頼已下、近くも俊成が存生までは、空の日月の如くあふぐ。」△「八雲御抄」▽などといったエピソードが枚挙にいとまがないほどに多く、その当時の、あるいは後世の歌壇における彼の重鎮ぶりを容易に想像させてくれる。ところが、もう一方の、漢詩人としての公任像を伝えてくれるエピソードは、案外に少ないのである。当時の、あるいは後世の歌壇において「空の日月の如くあふぐ」れた公任は、当時の、あるいは、後世の漢文学壇において、いったい、どのような存在であり、どのような人物であったと見られていたのだろうか。

か。以下に、その少ない資料を手がかりにして、漢詩人としての公任の実像をさぐっていかうと思う。

上記の「八雲御抄」中のエピソードには、「公任卿は寛和の比より、天下無双の歌人とて、……」とあり、花山天皇の寛和年間の頃から、歌人として、公任は世間に名を知られるようになったと言っている。寛和元年（九八五）と言えば公任は二十歳、年少でありながら、確かに寛和歌壇の一員として彼は活躍している。例えば、寛和元年八月十日の内裏歌合（花山天皇主催）には、右方の歌人として、左方の歌人であった花山天皇とも二番までも歌をつがえている。また、翌寛和二年六月十日の内裏歌合（同上）にも、左の講師と右方の歌人とに、それぞれ選ばれている。恐らく、さきの「八雲御抄」中の一句は、こうした寛和年間における歌壇での公任の活躍ぶりを指示したものであろう。

歌人としての公任の名声がすでに寛和年間の頃に確立していたとすると、漢詩人としての彼の名声の方はどうであったのだろうか。ここに、それを伝えると思われる一つのエピソードがある。

○円融院ノ大井河道遙ノ時、御舟ヲ御シテ都那瀬（となせ・地名）ニ到リ給ヒ、管絃・詩歌、各其ノ舟ヲ異ニス。公任ガ三舟ニ乗ルノ度（とき）ナリ。先ツ和歌ノ船ニ乗ルト、云々。（後略）。△「古事談」一「王道后宮」▽

このエピソードによれば、円融院が大井河に御幸して三船の御遊を催した時、公任にはそのどれにも乗る資格がすでにあり、実際に和歌の船をはじめとして、漢詩・管絃の船にも次々に乗ったという。ということは、当時の公任には、歌人としての名声に負けないほど

の、詩人としての名声もすでに確立していたということになる。

この、円融院の大井河御幸は、寛和二年十月十日に行なわれたらしい(今、『日本紀略』『扶桑略記』に従う。他に日付けを十三日、あるいは十四日に作るものあり)。『日本紀略』の同日条によれば、「円融法皇、大井河ニ遊幸シ、詩ヲ感シ。歌ヲ詠ズ。題ニ云フ、水辺ノ紅葉ヲ詠(もてあそ)ブ、ト。摂政(兼家)以下多ク以テ扈從ス。」とあり、当日、確かに詩が作られ歌がよまれたことがわかる。その題はともに「詠水辺紅葉」であった。また、兼家(五十八歳)以下多くの臣下がそれに参加したこともわかる。なお、『続古事談』「王道后宮」↓には、「円融院大井川ニ御幸アリケルニ、……其後御船ニタテマツリテ、トナセ(戸無瀬)ニオハシマシケリ。詩歌・管絃ヲノノ船コトナリ、源中納言保光卿題タテマツル、詠水辺紅葉トゾ。詩ノ序右中弁資忠、和歌ノ序大膳大夫時文ツカマツレリ。(後略)。」とありその題が源保光(「公卿補任」によれば、時に権中納言正三位)によって献じられたこと、詩序が右中弁の藤原資忠によって、また、和歌序が大膳大夫の紀時文によって作られたこともわかる。

この寛和二年十月十日の盛事に公任が出席し、三船の榮譽をほし
いままにしたことは、『古事談』の「エピソード」によっても知れるが、
春日神社所蔵『楽記』「大日本史料」所収↓を見ると(ただし、
その日付けは十三日)、当日の公任の活躍ぶりがより具体的にわか
る。すなわち、それには、「……(公卿殿上人ハ)、皆詩・歌・絃
ノ要人等ニ撰撰セラレ、三艘ノ船ニ乗セラル。三曲(三組)ハ各道
ヲ競ヒ芸ヲ挑ム。凡ソ彼レ此レノ能クスル所、水上ノ耳目ヲ驚カシ

メ、始下前例ヲ嘲リ後輩ヲ誡(いまし)ム。其ノ中公任・相方ノ
兩朝臣ハ、今ノ清撰ニ撰撰セラレテ、三ノ船ヲ相兼ヌ。面目ヲ船中ニ施
シテ、其ノ名ヲ累代ニ留ム。(後略)。」とあり、当日の盛事は、こ
れまでの前例にないものであり、後世の模範ともなるべきものであ
ったという。公卿や殿上人は各自が得意とする分野の船にそれぞれ
分乗し、その才芸を發揮しては岸辺で見守る人々を感嘆させずには
おかなかつたが、なかんずく、藤原公任と源相方とは、ともに三船
の才あり、と当日の人々の等しく認めるところとなり、詩・歌・絃
のそれぞれの船にすべて乗ることを認められたという。まさしく、
それによって、彼等の面目は当日の船中に広く及び、さらに、その
名声は後世にまで流伝せずにはおかないほどのものであったと言っ
ている。以上、当日の公任の活躍ぶりがより具体的に描写されてい
て面白い。

ところで、公任がみずから三船の才を誇示したというエピソード
が『大鏡』「頼忠」伝↓に見える。

○一とせ入道殿(道長)の大井川に逍遙させたまひしに、作文
の船・管絃の船・和歌の船と分かたせたまひて、その道にたへた
る人々を乗せさせたまひしに、この大納言殿(公任)の参りたま
へるを、入道殿、かの大納言、いづれの船にか乗らるべき、との
たまはずれば、和歌の船に乗りはべらむ、とのたまひてよみたま
へるぞかし。

をぐら山あらしの風のさむければもみちのにしき著ぬ人ぞなき
申しうけたまへるかひありて、あそばしたりな。御みづからも
のたまふなるは、作文のにぞ乗るべかりける。さて、かばかりの

詩を作りたらしましかば、名のあがらむ事も勝りなまし。口をしかりけるわざかな。さても、殿の、いづれかと思ふ、とのたまはせしになむ、我ながら心おごりせられし、とのたまふなる。一事のすぐるだにあるに、かくいづれの道にもぬけ出でたまひければ、古もはべらぬことなり。

ただし、こちらのエピソードでは、舞台設定が道長の大井川道通の時とするだけで、その具体的な年月日は明示されていない。内容から判断すると、その時期は、公任の三船の才に対する世間的な名声がすでに確立し、十分に定着していた頃でなければならず、あの寛和二年の盛事以後かなり後年のこととしなければならぬだろうが、それについては未詳というほかはない（なお、この『大鏡』のエピソードに対して、これは寛和二年の盛事を土台にしたフィクションであり、別々の機会の事象を一点に集中させることによつて、公任の博学多芸をより効果的に描き出そうとしたものだ、とする意見がある人迫徹郎「王朝文学の考証的研究」第一章「説話文学の考証」V）。また、ここでは、公任は和歌の船に乗って一首の歌を詠じているだけで、実際には、三船のすべてには乗っているわけではない。勿論、詩も賦していないが、ただ、公任自身が三船の才を誇示し、とりわけ作文の才を自慢していることに注目したい。

確かに、公任は一面において、「彼ノ人（公任）ハユキシク饒慢（じよくまん・飾慢）に同じ。自惚れる意。なお、『十訓抄』ハ「思慮ヲ専ラニス可キ事」Vには、「驕飾」に作る。）有ルノ人ナリ。」ハ「袋草紙」上「雑談」Vと、赤染衛門にその性格を看破された人物であり、相当な自信家でもあったらしい。また、彼は一面におい

て、多弁家であつたらしく、必要以上の多言を吐いたためにしばしば失態を演じている。例えば、長能の、「心うき年にもあるかな二十日あまり九日といふに春の暮れぬる」という歌に対して、公任が「思ひもあへず」に「春は三十日やはある。」ハ「十訓抄」上「人上多言等ヲ誠ム可キ事」Vと口走り、それを聞いた長能が恥じてそのまま死んでしまったというエピソードがある。公任は後悔しきりであつたらしいが、その多言を、「これはかくほどあるべしとは思はざりけれども、さばかり思ひはかりある身にて、何となく口かるく難ぜられたりける。いと不便なりかし。」ハ同上Vと言つて批難されている。また、「この大納言殿（公任）、無心のこと一度ぞたまへるや。御妹の四条の宮（遵子）の后に立ちたまひて、初めて入内したまふに、洞院のぼりにおはしませば、東三条の前をわたらせたまふに、大入道殿（兼家）も故女院（詮子）も胸痛く思し召しけるに、按察大納言（公任）は後の御せうとにて、御心地のよく思されけるまゝに、御馬をひかへて、この女御は、いつか后にはたちたまらむ、とうち見入れてのたまへりけるを、殿をはじめたてまつりて、その御族やすからず思しけれど、男官おはしませば、たたくぞ。よその人々も、益なくものたまふかな、と聞きたまふ。」ハ「大鏡」一「頼忠」伝Vとあるように、公任がその驕慢の心から失言してしまい、世間から批難されたというエピソードもある。

このように相当な自信家であり、時には軽率な多弁家でもあつたらしい公任、その彼の言葉であることを考えれば、彼自身が三船の才を誇示し、とりわけ作文の才を自慢した、とのさきの『大鏡』中のエピソードの内容には、それなりに割りきして見る必要性を認め

ないわけにはいかないだろう。しかし、和歌においては言うまでもなく、後に詳しく述べるが、漢詩人としても、例えば、「大納言公任卿ハ遅参シテ詩ヲ出ダサズ。太相府(道長)ハ頻リニ以テ催(うなが)サルレバ、頗ル興委ノ氣(得意げな様子)有リ。愁(やぶさか)もったいぶる意)ニ立テ退キ右中弁定頼ヲ以テ書キ出サシム。」
ハ「小右記」寛仁二年正月二十一日条とあるように、公任は当代第一流の人物であると道長に認められ、重んじられ、そしてそれ故に彼自身も自負心を抱いていたこともまた事実なのである。それ故に、たとえフィクションであったとしても、この「大鏡」のエピソード中には、漢詩人としての公任の、当時の彼自身の自負心と世間的な名声とがかなり忠実に反映して伝えられているのではないかとともに思えるのである。

さて、話を寛和二年の盛事のこともとそう。当日、円融院の大井河御幸につき従った公任は、二十一歳で、その官位は正四位下・左近権中将兼伊与権守ハ「公卿補任」Vであった。一条天皇の受禪(寛和二年六月二十三日)による一家の日頃の不遇な生活の中で、その日の公任の晴れ姿は、まさしくかつての彼の「御心地のよく思される」ハ「大鏡」「頼忠」伝・前出V日々を、それを見守る人々に久しぶりに思い浮かべたことであろう。そして、改めて公任の三船の才に驚嘆したに違いない(なお、「楽記」中に見えた当日のもう一人の三船の才・源相方ハすけかたVについては、「二十一代集才子伝」に、「相方ナル者ハ、敦実親王ノ孫ニシテ、左大臣重信ノ子ナリ。正四位下・権左中弁ト為リ、仕ヘテ長徳二年ニ至ル。相方ハ、文筆ヲ弄ビテ詩名有リ、金吾基俊ノ朗永ハ「新撰朗詠集」Vニ其ノ

詩句ヲ採ラル。拾遺・後拾遺ノ兩集ニ、各和歌一首ヲ載セラル。」とあり、こちらにも、確かに歌人であると同時に詩人であったことがわかる。それも、詩人として、より著名であったという)。その日の公任の晴れ姿は、その彼の才芸における面目を当日の船中に広く及ぼし、さらに、その名声を後世にまで流伝させずにはおかないほどのものであったらしい。さきの「八雲御抄」中のエピソードに、「公任卿は寛和の比より、天下無双の歌人として、……」とあったが、恐らく、これは、より直接的に、この寛和二年の盛事における公任の歌人としての活躍ぶりを指示して言ったものに違いないと思われる。もしそうであるならば、公任の漢詩人としての名声も、この寛和二年の盛事の時にはすでに確立していたと見なければならぬことになる。寛和二年、二十一歳の公任には、漢詩人としての名声もすでに存在していたに違いない。

以上のように、寛和年間にはすでに漢詩人としての名声も確立していたらしい公任であるが、彼は、高岳相如(たかをかのすけゆき)のもとで若年の頃に漢詩文を勉強したらしい。

○又、四条大納言ナル者ハ、相如ノ弟子ナリ。仍(より)テ朗詠集ヲ撰スルノ時ニ、多ク相如ノ作ヲ入ル。所謂(いはゆる)、蜀茶ハ漸ク浮花ノ味ヲ忘ル、并ビニ樵蘇往反ス、ノ句ハ何ノ秀発スルトコロカ有ル、ト。△醍醐寺本「水言鈔」V

ここに「相如」とあるのは、類従本「江談抄」に「高相如」とある通り、高岳(丘に同じ)相如のことである。彼が公任の漢詩文の先生であつたらしい。相如と言えば、『本朝麗藻』ハ巻下「餞送部」Vの大江山以言の「七言。暮春二員外・藤納言(伊周)ノ書閣ニ陪シ

テ、飛州刺史ノ任ニ赴クラ餞ス。教ニ応スルノ詩一首、并ビニ序」という詩序（『本朝文粹』第九・詩序・祖餞にも所収）の、その文中に、「天徳・応和ノ間（九五七—九六三）ニ、天下ノ士女ノ才子ヲ語ル者ハ、多ク高俊（高岳相如の学生時の字ハあざな）。『二中歴』ハ名人歴▽に、「学生字・高丘相如・高俊」とあり、『善秀才宅詩合』にも「右・高俊相如」とある。）。茂能（慶滋保胤の字・同上）ト云フ。茂能ハ則チ早ク儒業ヲ遂ゲ、永ク仏道ニ入ル。高俊ハ則チ今ノ餞スル所ノ飛州刺史是レナリ。刺史ハ才ヲ以テ世ニ知ラルルコト此ノ如シ。」とあるように、村上朝の天徳・応和年間にハ大学寮の学生（文章生）として慶滋保胤と併称されるほどの才能の持ち主であったという。例えば、応和三年（九六三）三月十九日の「善秀才宅詩合」にも右方の保胤と詩をつがえている。後に相如ハ少内記・少外記を経て、永観二年（九八四）には大外記に、さらに正暦三年（九九二）には飛驒守に任じられている（さきの以言の詩序はこの時のものである）。この時の詩としては、以言の七言絶句一首のほか、伊周の七言絶句一首が『本朝麗藻』に見在している。勿論二十六歳の公任もこの送別の宴に参加して詩を賦したであろうが、今に伝わらない。）。

八一九八三・九・二〇、未完▽